

令和6年9月3日

環境省自然環境局自然環境計画課 御中

## 「地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針案」に関する意見

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル  
(公財)日本生態系協会  
会長 池谷奉文  
※団体としての意見  
担当：青木進（環境政策部）  
Tel:03-5951-0244 Email:head\_office@ecosys.or.jp

「地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針案」に関する意見を以下のとおり提出させていただきます。ご検討等のほど、よろしくお願いいたします。

### 意見 1

#### <該当箇所>

17 頁 5 行目の「又は生物多様性を損失させることを避けるためにも」という部分

※増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成に当たっての「基本的な考え方」に関する部分

#### <意見の要約>

グリーンウォッシュを認める制度でないことを明示するため、上記該当部分を「生物多様性を損失させる、グリーンウォッシュとの批判を受けることを避けるためにも」とする。

#### <意見の内容・理由>

「中央環境審議会答申案」に関する意見募集（パブリックコメント）に対し、当協会は、「良好な自然環境を大規模に開発した後に造成した小規模緑地が大臣認定されるようなことがないよう、「土地利用の変遷」の観点を重視するべき」との意見を提出しました。

この協会意見に対し、環境省において「御意見の趣旨を踏まえ」、活動の内容の関連記載に「土地利用の変遷」を加筆した、とされました。

最終的に、「中央環境審議会答申」において、「いわゆるグリーンウォッシュにならないための配慮が必要である。例えば、里山であった場所を開発し造成した緑地等においては、土地利用の変遷や周辺地域との関係に係る過去の経緯、回復・創出目標の根拠となる過去の生態系の状況などを踏まえ、生物多様性を増進する活動であるかに留意することが必要である。」(中央環境審議会答申 p.9) とされました。

しかし、これを基に作成・公表されたこの「基本方針案」には、このことを各所で少しでも強調しておくとかたちになっていません。例えば 17 頁 1 行目に「土地等の利用状況・変遷」と「変遷」という言葉が入っていますが、あくまで活動計画をより良いものとするための一情報としての位置付けでしかないと言えます。

本認定制度は、生物多様性のこれ以上の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」実現に向けたものであるはずで、まずこの「基本的な考え方」に関する部分において、グリーンウォッシュを認める制度ではないことを明示しておく必要があります。

以上のことから、基本方針案 17 頁 5 行目の部分について、2 行目から抜粋しますと「このような事

前情報や科学的な知見も踏まえて、適切な各活動実施計画を立案することは、地域の生物多様性の確保に支障を及ぼすような行為を気付かずに行ってしまうことや、対外的には生物多様性に配慮しているように見せかけているが、実際には効果がない、又は生物多様性を損失させることを避けるためにも重要である。」という部分の末尾（17 頁 5 行目）を、「…実際には効果がない、生物多様性を損失させる、グリーンウォッシュとの批判を受けることを避けるためにも重要である。」とする必要があります。

## **意見 2**

### **<該当箇所>**

22 頁 1 行目

※増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画に記載する「活動の目標」に関する部分

### **<意見の要約>**

目標の設定は「土地利用の変遷や周辺の状況、実施区域の生態系のタイプ、状態及び課題を踏まえて」という部分に「周辺地域との関係に係る過去の経緯」、「過去の生態系の状況」を加える。

### **<意見の内容・理由>**

意見 1 の「意見の内容・理由」の部分に書かせていただいた通り、「中央環境審議会答申」は、本認定制度がグリーンウォッシュを認める制度となることを懸念し、そうなるはならないことをある程度明示しています。

しかし、これを基に作成・公表されたこの「基本方針案」には、このことを各所で少しでも強調しておくのかたちになっていません。例えば 22 頁 1 行目に「土地利用況の変遷」という言葉が入っていますが、あくまで活動目標をより良いものとするための一情報としての位置付けでしかないと言えます。

グリーンウォッシュを認める制度ではないことを少しでも強調するため、意見 1 に引用・掲載した「中央環境審議会答申」p.9 を基に、基本方針案 22 頁 1~2 行目の「土地利用の変遷や周辺の状況、実施区域の生態系のタイプ、状態及び課題を踏まえて、生物多様性の増進に資する目標を設定する。」という部分について、「周辺地域との関係に係る過去の経緯」、「過去の生態系」等に加え、「土地利用の変遷や周辺地域との関係に係る過去の経緯、過去の生態系の状況、現在の実施区域の生態系のタイプ、状態、周辺の状況及び課題を踏まえて」とする必要があります。

## **意見 3**

### **<該当箇所>**

30 頁 1 行目 ※認定基準に関する部分

### **<意見の要約>**

認定基準に関する部分、具体的には 30 頁 1 行目に、「土地利用の変遷や周辺地域との関係に係る過去の経緯等に照らして」を加え、また、「実施区域の生物多様性」を「地域の生物多様性」に変える。

### **<意見の内容・理由>**

意見 1 の「意見の内容・理由」の部分に書かせていただいた通り、「中央環境審議会答申」は、本認定制度がグリーンウォッシュを認める制度となることを懸念し、そうなるはならないことをある程度明示しています。

しかし、これを基に作成・公表されたこの「基本方針案」には、このことを各所で少しでも強調しておくのかたちになっていません。例えば「基本方針案」30頁1行目の認定基準の部分を見ますと、単純に、「活動の内容が、実施区域の生物多様性の維持又は回復若しくは創出に相当程度寄与するものであると認められること。」となっています。いつと比較してのことなのか、基準年が示されていません。また、「実施区域」の生物多様性の維持等に寄与するかどうかだけしか審査では見ない、としています。こうしたことだと、「良好な自然環境を大規模に開発した後に造成した小規模緑地」を実施区域とする活動が、「自然共生サイト」「準自然共生サイト（仮）」として認定されてしまいます。

以上のことから、意見1に引用・掲載した「中央環境審議会答申」p.9を基に、「基本方針案」30頁1行目の「活動の内容が、実施区域の生物多様性の維持又は回復若しくは創出に相当程度寄与するものであると認められること。」という部分について、「土地利用の変遷や周辺地域との関係に係る過去の経緯等に照らして」を加え、また、「実施区域」を「地域の」に変え、「活動の内容が、土地利用の変遷や周辺地域との関係に係る過去の経緯等に照らして、地域の生物多様性の維持又は回復若しくは創出に相当程度寄与するものであると認められること。」とする必要があります。

## **意見4**

### **<該当箇所>**

32頁最終行～33頁1行目 ※農林漁業の現状評価に関する部分

### **<意見の要約>**

「農林漁業は、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動が行われている。」という部分の末尾を「生産活動を行うものである。」とする。

### **<意見の内容・理由>**

32頁最終行～33頁1行目に「農林漁業は、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動が行われている。」とあります。

しかし、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3: Japan Biodiversity Outlook 3)詳細版報告書」(令和3年3月)p.19において、例えば農地生態系について、「農地生態系における生物多様性の状態は、1950年代後半から現在において損失傾向にあり、長期的には悪化する傾向で推移している。」とまとめられています。生物多様性がこのような状況であることから、農地生態系が提供する生態系サービスも劣化している状況にある、と言えます。すなわち、「地域の豊かな生物多様性を基盤として、…生産活動が行われている」という状況にあるとは言えません。

以上のことから、「農林漁業は、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動が行われている。」という部分について、文末を「生産活動を行うものである。」とし、「農林漁業は、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動を行うものである。」とする必要があります。

## **意見5**

### **<該当箇所>**

33頁1～3行目 ※農林漁業の現状評価に関する部分

### <意見の要約>

上記該当箇所を「生物多様性と農林漁業は相互に密接に関わっており、生物多様性に配慮した持続的な農林漁業の営みにより、森林や農地等の適切な維持・管理等が行われ、地域の豊かな生物多様性が育まれる。」とする。

### <意見の内容・理由>

33 頁 1~3 行目に「また、生物多様性に配慮した持続的な農林漁業の営みにより、森林や農地等の適切な維持・管理等が行われ、地域の豊かな生物多様性が育まれており、生物多様性と農林漁業は相互に密接に関わっている。」とあります。

しかし、意見 5 の「意見の内容・理由」に書かせていただきましたが、JBO3 では、例えば農地生態系について、「農地生態系における生物多様性の状態は、1950 年代後半から現在において損失傾向にあり、長期的には悪化する傾向で推移している。」とまとめられています。「地域の豊かな生物多様性が育まれており、」という状況にあるとは言えません。

以上のことから、上記該当箇所を「生物多様性と農林漁業は相互に密接に関わっており、生物多様性に配慮した持続的な農林漁業の営みにより、森林や農地等の適切な維持・管理等が行われ、地域の豊かな生物多様性が育まれる。」とする必要があります。

## **意見 6**

### <該当箇所>

33 頁 3~5 行目 ※農林漁業の現状評価に関する部分

### <意見の要約>

「農業の生産現場では、地域に応じた多様な生態系が形成され・・・生態系の有機的なネットワークを作り上げている。」という部分について、「形成されたり」、「作り上げられたりしているところがある。」とする。

### <意見の内容・理由>

33 頁 3~5 行目「農業の生産現場では、地域に応じた多様な生態系が形成され、水田や水路、ため池等の農村地域の水辺環境等は生態系の有機的なネットワークを作り上げている。」とあります。

しかし、意見 4 の「意見の内容・理由」の部分に書かせていただいた通り、農地生態系における生物多様性の状態は良くありません。水田や水路の間には段差があり、生態系の連続性が途切れているところが多くあります。

以上のことから、「農業の生産現場では、地域に応じた多様な生態系が形成され、水田や水路、ため池等の農村地域の水辺環境等は生態系の有機的なネットワークを作り上げている。」という部分について、「農業の生産現場では、地域に応じた多様な生態系が形成されたり、生態系の有機的なネットワークを作り上げられたりしているところがある。」とする必要があります。

以上